

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気圧縮機（A）ドレン分離器圧力指示計の点検において、計器内部部品（歯車）に摩耗が認められたため、当該計器を交換	D	
2	1号機	中央操作室換気空調系非常用空気ろ過用再循環送風機の入口ダンパ開閉表示用ランプに点灯不良が認められたため、当該ダンパ開閉表示用制御回路を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉格納容器圧力抑制室内の点検作業において、異物（プラスチック板（20mm×80mm程度）・ゴム片（約10mm×60mm程度）計2個）を発見したため、当該異物を回収	C	
4	1号機	125V蓄電池（A系No. 45）の定例試験において、棒状温度計を誤って蓄電池内部へ落下させたため、対応検討	D	
5	1号機	循環水ポンプ駆動用電動機の軸受冷却水ポンプ（B）出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	タービン建屋所内ボイラ室内のストーム排水ファンネル（2箇所）の識別用塗装色に誤りが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	1号機	変圧器防災装置エリア排水ポンプのレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
8	1号機	原子炉補機冷却水系サージタンクレベル降下に伴う調査において、同系熱交換器（C）にチューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
9	2号機	主タービン潤滑油ドレンポンプ出口配管のフランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	計装用空気系除湿装置除湿塔（B、D）の加熱再生空気入口弁駆動用空気供給配管の接続部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	常用冷却系防錆剤注入タンクの出入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	所内用空気系空気圧縮機（B）冷却水弁駆動空気用フィルタ下部よりドレンの滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	ページング装置（原子炉建屋2階用）の受話器固定用台座の接続部が外れたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	タービン建屋換気系現場盤（A）用扉ハンドルの鍵穴カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
15	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室屋上排気ファン操作スイッチ箱の鍵穴カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
16	4号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の冷却水循環ポンプ入口温度調整弁のバイパス弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	計装用空気系空気圧縮機（B）のローディング運転時、異音の発生が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
18	5号機	タービン建屋換気空調系北側加熱コイルの入口蒸気圧力調節弁前弁のグランド部より蒸気のリークした痕跡（床面に1m×3mの水溜まり）が認められたため、当該部を点検・修理	D	12月12日再審議にて内容修正
19	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）の本体管側海水ドレン弁（1次弁及び2次弁）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	5号機	原子炉建屋排気ファン出口試料採取盤の試料採取用フィルタ取付け部の留め具（上下2箇所）に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉建屋天井クレーンを当該クレーンの設備管理箇所の許可を得ずに操作し、作業を行っていたことが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで